

中国による日本食品の輸入規制強化について

4月11日
国際部

1. 4月9日(土)、中国政府は、日本産食品の輸入規制を強化したと発表。
2. 福島県など12都県の食品につき輸入停止。
12都県以外の食品について、放射能検査及び産地証明を要求。

4月9日に発表された中国の措置

地域	対象食品	措置
12都県（福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都）	食品・飼料	輸入停止
12都県以外	食品・飼料	① 放射能検査証明及び ② 原産地証明を要求
	水産品	原産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求

備考：上記のほか、輸出業者の登録及び輸入・販売の記録制度を導入

(参考)

これまでの中国の措置(3月25日付)

地域	対象食品	措置
5県(福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉)	乳製品、野菜及びその加工品、果物、水産物	輸入停止
	その他の食品	中国にて全ロット検査
5県以外	すべての食品	中国にてサンプル検査